

県立広島大学動物実験委員会要領

平成25年3月7日
法人要領第7号

(趣旨)

第1条 この要領は、県立広島大学動物実験規程（以下「規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学研究推進委員会（以下「研究推進委員会」という。）の専門部会として設置する、県立広島大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、県立広島大学（以下「本学」という。）の各学部単位で、次のとおり設置する。

キャンパス名	委員会の名称
広島キャンパス	動物実験委員会（人間文化）
庄原キャンパス	動物実験委員会（生命環境）
三原キャンパス	動物実験委員会（保健福祉）

- 2 委員会は、次に掲げる事項を審議又は調査し、理事長に報告又は助言する。
- (1) 動物実験計画に係る法令等及び本規程への適合性に関すること
 - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
 - (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
 - (4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容及び体制に関すること
 - (5) 自己点検・評価に関すること
 - (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、研究推進委員会委員長が任命又は委嘱する。

- (1) 動物実験等に関して識見を有する者
- (2) 実験動物に関して識見を有する者
- (3) 一般の立場から意見を述べることのできる者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、委員長が欠けたとき又は委員長自らの申請に関する事項については、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成により決する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事前書類審査)

第7条 委員長は、動物実験計画書等(以下「計画書等」という。)の事前書類審査を行い、計画書等に不備がある場合は、当該動物実験計画の動物実験責任者(以下「申請者」という。)に返却するものとする。ただし、審査上重要でないと判断した場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合、申請者は、計画書等の追加・訂正等を行い、再提出することができる。計画書等の再提出期限は、返却時に委員長が指示した日時とする。
- 3 委員会委員は、計画書等の事前書類審査を行い、申請者による口頭説明の要・不要を判断し、事前書類審査結果記入用紙(別記様式第1号)により委員長に提出する。
- 4 委員長は、委員から提出された事前書類審査結果記入用紙を参考に、口頭説明の実施を決定する。

(審査)

第8条 委員会は、規程第9条第3項の規定に基づき計画書等が付議されたときは、速やかに審査を開始するものとする。

- 2 委員は、自らが動物実験責任者として提出した動物実験計画に係る審査に加わることはできない。
- 3 委員会は、規程及び次の指針等に基づき、審査を行うものとする。
 - (1) 倫理基準に基づいたヒト以外の動物種を用いた生物医学実験の分類表
 - (2) 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日 文部科学省告示第71号)
 - (3) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年4月28日 環境省告示第88号)
 - (4) 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月1日 日本学術

会議策定)

4 申請者による口頭説明が必要な案件については、計画書等のほか、申請者の弁論を考慮することとする。

(審査結果)

第9条 委員長は、前条の審査を終了したときは、速やかに動物実験計画審査結果通知書(別記様式第2号)(以下「結果通知書」という。)により、理事長に審査の結果を報告しなければならない。

2 審査の結果は、次の各号に掲げる区別により表示する。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 審査対象外

3 審査結果が前項の第2号から第4号に該当する場合は、結果通知書に理由を記載しなければならない。

4 審査結果が第2項第3号に該当する場合、申請者は、変更後の研究計画により再度規程第9条の規定に基づいた提出を行うことができる。

(審査結果の報告)

第10条 委員長は、委員会で審議及び実施した結果を取りまとめ、その内容について研究推進委員会委員長に報告する。

2 研究推進委員会委員長は、報告について必要と認めるときは、研究推進委員会に付議する。

3 研究推進委員会委員長は、前2項の内容について、理事長及び関係する学部長に報告または通知する。

(異議申立て)

第11条 委員会は、規程第9条第5項に基づき付議された場合は、速やかに審査を開始するものとする。

2 委員長は、前項の再審査を終了したときは、速やかに動物実験計画再審査結果通知書(別記様式第3号)により、理事長に再審査の結果を報告するものとする。

3 第2項の再審査は、第7条及び第8条に規定する審査に準じて行う。

(動物実験計画審査証明の発行)

第12条 学部長は、規程第9条第10項に基づき動物実験計画審査証明書(別記様式第4号)の請求があった場合は、速やかに動物実験計画審査証明書の発行をするものとする。

(庶務)

第13条 委員会の事務は、本部経営企画室及び各キャンパス事務部総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 県立広島大学研究倫理委員会動物実験部会要領（平成19年4月1日法人要領第22号）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第3号（第11条関係）

動物実験計画再審査結果通知書

通知番号 第 号
年 月 日

申請者

様

公立大学法人県立広島大学理事長 印
(動物実験委員会 ())

実験課題名 : _____

年 月 日付けで申請のあった上記課題について再審査した結果、下記のとおり判定したので通知します。

記

判 定	(1) 承認 (2) 条件付承認 (3) 変更の勧告 (4) 不承認 (5) 審査対象外
条件・勧告の内容 及び理由又は不承認の理由	

別記様式第4号（第12条関係）

動物実験計画審査証明書

年 月 日

所 属
職 名
氏 名 様

県立広島大学
学部長 印

年 月 日付けで審査請求された次の動物実験計画は、県立広島大学動物実験委員会要領第9条に基づき審査し、承認したことを証明する。

実験課題名

申請者（動物実験責任者）

動物実験実施者